

厚木市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市契約規則（平成14年厚木市規則第33号）第11条の規定に基づき、工事請負の入札に係る最低制限価格の設定について必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 最低制限価格の設定対象とする契約案件は、設計額200万円を超える競争入札により執行する工事請負の入札とする。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき、次に掲げる額の合計額から工事施工に伴うスクラップ等の売払い収入相当額（工事価格とは別に積算している場合に限る。）を減額し、1万円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、その額が入札比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。以下同じ。）に100分の95を乗じて1円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を超える場合にあっては、入札比較価格に100分の95を乗じて1円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とし、入札比較価格に100分の75を乗じて1円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に満たない場合にあっては、入札比較価格に100分の75を乗じて1円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

(1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額

(2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額

(4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質上必要と認めるときは、入札比較価格に100分の75から100分の95までの範囲内で定めた数値を乗じて1円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を最低制限価格とする。

(公表)

第4条 最低制限価格を適用しようとするときは、入札の公告においてその旨を記載することとする。

2 第3条の規定により算出した最低制限価格は、入札結果公表時において公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月15日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月6日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入

札の公告を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告又は指名を行った工事請負の入札について適用する。